「戦争をしない国」づくり（２完）

青山学院大学名誉教授　参加型システム研究所客員研究員　芹澤　齊

◆自衛隊の変質――「専守防衛」から「集団的自衛権」の容認まで

前稿の末尾で触れた憲法９条に関する政府見解は、当時の警察予備隊が保有する装備の貧弱さを前提とするもので、後に陸海空の三軍体制を備える自衛隊に改組（1954.6.9～）され、装備が充実してくると現実にそぐわなくなり、変更を迫られる。こうして登場したのがいわゆる「専守防衛」論であり、その概略は、次のような考え方である。（ⅰ）国際法上、戦争違法化の世界的潮流の下でも例外的に正当性が認められる戦争があり、「自衛のための戦争」はその典型例である（例：国連憲章51条）。（ⅱ）したがって、わが国は憲法９条の下でも固有の自衛権は放棄しておらず、自国への武力攻撃に対する防衛手段としての武力の保持および行使は憲法に違反しない。（ⅲ）とはいえ、「固有の自衛権」に集団的自衛権は含まれず、個別的自衛権に限定されるから、自衛隊の海外出動は許されない。このような「専守防衛」論は一定の説得力を有しており、そのことと自衛隊が存在することへの国民意識の慣れとが相俟って、自衛隊を容認する世論が形成されていく。

ところが、「専守防衛」論の下で、冷戦の終焉その他の国際情勢の変化を受けて、それを逸脱するような二つの事態が進行する。一つ目は、日米安保条約に基づく日米両国による共同安保体制の進展である。二つ目は、自衛隊の装備は時を経るごとに増強され、受け身の防衛力とはかけ離れた水準に達し――例えば、一定の条件が備われば先制攻撃するほどの武力の保持も許されると主張され――、また自衛隊の活動範囲も海外にまで拡大されるに至る（国連PKO協力法等）。両者は結びつき、その行き着いた先が、米軍等への攻撃を一定の条件の下でわが国への攻撃とみなし、それへの反撃も集団的自衛権の行使の範囲内であるとして容認する法制の整備である（2015年に成立した、いわゆる「平和安全法制」）。ただし、これについては複数の内閣法制局長官経験者も「違憲」と判断している。

◆９条改憲論のねらい

専守防衛から逸脱する法制が着々と構築されつつあるなかで、自衛隊が９条に明記された存在として承認されるべしと主張する改憲論者は、「改憲しても実質は変わらない」と説く。しかし、はたしてそうであろうか。真先に浮かぶ疑問は、「変わらない」ならばなぜ改憲する必要があるのか、というものである。変える以上は、効果を期待しているに違いない。では、その効果とはどのようなものか。軍事組織の性質を過去の歴史および現状に照らして考えてみよう。

第一に、軍事組織は必ず、自らの存在の必要性を認めさせるべく「敵」を創出し、その仮想敵を凌駕する能力の獲得、すなわち人的・物的な組織の増強と活動範囲の拡大を訴える。そして、その実現には税負担に代表される国民負担の増大が不可欠である。因みに、カントの永久平和論は、＜戦争の脅威→不断の軍備増強→民生の窮乏→不満のはけ口としての戦争＞という過程が普遍的に観察されることから、戦争をなくすためには出発点をなくすことが肝要であると説いている。

第二に、軍事組織は必ず、自己を批判する人物や行動を抑圧する。すなわち、思想・表現の自由に代表される人権の制限が避けられない。

かくして、自衛隊が合憲的存在として大手を振って登場した暁には、自衛隊の自己増殖の願望とその実現の方策が認められやすくなることは確かであろう。実は、改憲論とは別にここ10年余の間に、前述の平和安全法制を別にしても、「防衛費」増額、安保関連文書のさらなる改定、武器輸出の全面解禁、国民監視を容易にする国家情報局の設置、国旗損壊罪法制定等により、改憲への地ならしが進められてきたのである。

◆「戦争をしない国」づくりのために

要するに、９条改憲論とは「戦争をする国」づくりの主張なのである。そうであれば、改憲論に対抗する「９条守れ」の立場は、「戦争をしない国」づくりの主張でなければならない。

ところで、憲法９条解釈学説のうち、①自衛のためのものも含めて全面的戦争否認論の立場から導かれる自衛隊違憲論は、「絶対、戦争をしない国」づくりを目指し、②「専守防衛」のための自衛隊は合憲と解釈する立場は、「極力、戦争をしない国」づくりを目指している、と捉えることができる。両者は、その違いはともかく、「戦争をしない」ことこそが国民の総意であると認識する点で共通する。したがって、改憲論に対抗するためには、両者が手を携えて改憲論のねらいを明らかにし、その危険性を訴えることが必要であるし、それは可能であると筆者は考える。